

平成 29 年度当初予算編成方針

【経済状況と国の動向】

内閣府が公表した平成 28 年 9 月の月例経済報告によると、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復に向かうことが期待される。」とする一方で、「中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国の EU 離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

また、内閣府が公表した平成 29 年度予算概算要求によると、「まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域活性化のため、地方の創意工夫をいかした自主的な取組を政府一体となって支援する」ため、平成 28 年度に引き続き、地方公共団体による地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援するための地方創生推進交付金を交付することとし、1,170 億円を盛り込んでいる。

【本市の財政状況と今後の見通し】

日本経済の景気は緩やかな回復基調が続いている中で、歳入の根本となる市税において、個人市民税については、人口減少に伴う納税義務者数の減少、また第一次産業の農家の占める割合が高い本市において、台風やゲリラ豪雨などの自然災害により農作物の作柄は天候に大きく左右され、農家所得は大きく変動する要素があるが、固定資産税については、企業の償却資産の増などにより増加している。

他方、地方交付税については、平成 28 年度からは普通交付税の合併算定替えの特例措置の縮小により減少し、臨時財政対策債の発行可能額の減少がしばらく続くことが予想される。

歳出について、社会保障関連経費の増加や、市庁舎の整備事業をはじめ、小中学校の統廃合に伴う施設整備、公共施設の総合管理計画に基づく施設の更新等により財政需要がさらに増加していくことも踏まえ、経常経費については一層の削減に取り組んでいくものとする。

【基本的姿勢】

職員は、自らの所掌事務が市の運営にどのようなかかわりがあるかを常に意識するとともに横の連携を密にし、最高品質の行政サービスを提供することとし、新規及び拡大事業は、事業の目的や効果を厳しく見極め、既存事業は抜本的な見直しを行うなど、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提とする。

また、「中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、目標の達成に向けて施策を効果的・効率的に推進できるよう、実施した事業の効果を十分検証し、必要に応じて戦略の見直しについて配慮されたい。

厳しい財政状況を職員共通の認識として財政の健全化に努めるとともに、職員も積極的に市民活動に参画し、市民との情報の共有・連携・協働により、元気な中野市の実現に向けた予算編成に取り組むこととする。

1 予算編成の方針

施策展開の方向性を踏まえながら、市民生活に直結する事業を全庁挙げて取り組むものとし、次の事項を基本に予算を編成する。

(1) 市民生活の支援

厳しい経済・雇用情勢に対応しながらも、市民の安心した生活を支えるため、必要とする施策を推進・支援する。

(2) 「中野市総合計画」及び「中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業の重点実施

第2次中野市総合計画及び中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するため、事業を厳選のうえ、真に必要な施策に対し重点的に財源の配分を実施する。

(3) 大胆な事務事業見直しによる事業実施

行政組織のスリム化、歳入・歳出構造の改善など、活力ある持続可能なまちづくりに対応できる行政運営体制の構築に向け、市民の協力のもと大胆な事業見直しも含め、知恵を活かし工夫を凝らした財政改革を進め、財源の確保を図る。

(4) 部局間等の連携による総合的な施策の展開

事業の構築に当たっては、部局間の連携の下、より効率・効果的な施策を展開するとともに、地域の実情に合った施策を心がける。

(5) 市民への説明責任の遂行と意見の反映

予算に反映させる情報を市民や関係団体等と共有し、その要望や意見を客観的に判断し必要に応じ予算に反映させるとともに、市民への説明責任を果たすこととする。

2 予算編成における具体的取組

(1) 歳入に関する事項

- ① 徴収体制の強化による未収金の縮減や市有財産の有効活用、受益者負担の適正化など、中・長期的視点に立って最大限の歳入の確保に努めるとともに、国・県支出金など有効な特定財源の活用を図る。
- ② 国・県支出金については、経済対策による補正予算や制度改正などその動向等を注視して、切れ目のないように執行できるよう十分に留意する。

(2) 歳出に関する事項

- ① 各経費の見積りに当たっては、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算の執行が年度末など特定の時期に集中していないかなど、毎年度の執行状況を客観的に把握し、事業効果が適正時期に発現するよう、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫する。
- ② 社会インフラ（庁舎、学校、福祉施設などの市有施設）については、既存施設の見直しに係る公共施設等管理運営計画（平成 28 年 4 月策定）に基づき検討し、基本的な方針を踏まえ、維持管理経費等の適正化を図る。
- ③ 外郭団体や財政支援団体等への補助金、負担金等については、団体の財務状況など必要性を十分検証し、当該団体の経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、理解を得ながら見直し等を行うものとする。
- ④ 常に法令を順守するとともに、予算執行に係る監査委員及び市議会の指摘事項も踏まえ、必要・緊急性等を十分検討し、過去の事業にとらわれることなく、時代の変化や市民ニーズを的確に把握し、義務的経費も含め既存の事業について大胆な発想で廃止や再構築を行うこととする。

(3) その他特に留意すべき事項

- ① 特別会計については、事業目的を踏まえつつ、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分に検討し、効率的な運営に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。
- ② 市民要望の全てを実現できる財政状況でないとの認識を持ち、職員自ら市民一人ひとりに説明できるよう認識を深めるとともに、効率的・効果的な行財政運営に努める。

3 予算要求方法

予算編成の基本的姿勢と具体的取り組みを踏まえ、持続可能な財政構造の構築に向けて中・長期的な財政負担も十分考慮しながら、年間所要額を見積もることとし、別紙「平成 29 年度予算要求基準」により要求することとする。

なお、国・県の制度に係る事業費については、その仕組みが判明しているものを除き、現行制度を前提に要求するものとする。